

IV 虐待への対応

援助をする立場にある者にとって大事なことは、虐待に関してどちらが悪いと犯人探しをするのではなく、いかに虐待を受けている高齢者や虐待をしている家族（介護者）に対し、手をさしのべ援助していくかにあります。

虐待が発生する家庭には、高齢者だけでなく、家族に対して援助が必要な場合もあります。虐待者も高齢者の介護で厳しい状況におかれ、家族介護の犠牲者であったりします。高齢者虐待は、家族（介護者）との調整を行わなければ、解決に結びつかない場合が多いものです。不適切なケアまたは意図的な虐待をしている家族への支援をどうするのか、意図的な虐待をしている家族に対してどう介入するのかの二方面から考えていく必要があります、各事例の実態に配慮した対応が求められます。

1 介入対応の内容

- (1) 危機介入：本人（被虐待者）の身体的・精神的面に係る緊急対応が必要
 - ① 虐待者と被虐待者を引き離すため、一時保護や入院、施設入所が考えられる。
 - ② 被虐待者をどうしても施設に入所させる必要がある時は、やむを得ない事由による措置を行うことも考えられる。（33ページ「老人福祉法の措置」を参照）
- (2) 改善対策：緊急性はないが継続した支援と見守り指導が必要
 - ① 在宅サービスを受けながら、サービス提供者による支援と助言を継続する。
 - ② 保健師等が家庭訪問などを続け、虐待者及び被虐待者との家族関係構築、事態改善に向けての説得、虐待の認識付け、生活指導等を行う。
- (3) 再発予防：介入で虐待は収まったが、今後の再発防止のため見守り等が必要
保健師等が事態の推移を見守るため、家庭訪問を行い、生活状況、健康状況、介護状況などの把握や安否確認を行う。
- (4) 予防介入：虐待状況にないが将来的に起こる可能性が高く支援が必要
地区民生委員、社会福祉協議会等地域での見守り、声かけを行い地域での支え合いを行う。

2 被虐待高齢者自身への援助

高齢者に対する援助としては、高齢者が自宅でサービスの提供を受けながら、更に虐待が起こらないように見守り続けていく方法や高齢者を家族から離し、入院や施設入所させる方法などの介入対応について説明をしましたが、このような対応は一方的に行われるのではなく、被虐待者がどうして欲しいのか意思の確認をするとともに、家族や関係者とも十分相談のうえ進める必要があります。

3 家族（虐待者あるいは虐待予備者）への援助

援助を行う過程では、高齢者への援助と併せて家族（介護者）にも配慮することが必要です。この場合、当該虐待が意図的か非意図的か、あるいは不適切なケアによるものかに十分配慮して対応することが大切です。

また、虐待と疑われるケースは、介入に際し家族が態度を硬化してしまう恐れがあるため、虐待と決めつけるような態度で家族に接したり、責めるような否定的な態度はとらないようにすることが大切です。

家族に対する援助としては次のようなことが考えられます。

- (1) 介護負担を軽減する
訪問介護、通所介護、ショートステイ、施設入所などのサービスを利用させる。
- (2) 介護ストレスを軽減する
介護者の息抜きや余暇時間を作るほか、在宅福祉事業の活用を図る。
- (3) 家族からの介護協力を求める
介護している人の精神的、身体的負担の軽減を図るため、家族や親族の理解や協力を求める。
- (4) 経済的安定を図る
必要に応じ、社会保障制度、経済面での他制度の活用を検討する。
- (5) 医療及び心理ケアの提供を図る
医療機関への相談、通院を勧める。
- (6) 人間関係の回復を図る。
問題解決のための協力者（キーパーソン）を見つける。
- (7) 介護技術について専門的知識を習得させる。
地域で実施されている介護実習の研修等に関する情報提供を行うほか、参加について勧める。

4 虐待対応で留意すべき点

- (1) プライバシーを守る
虐待は、近隣や社会に閉ざされた現象です。どこの家庭でも、人に知られたくないプライバシーがあります。相談業務に携わる方や会議等に参画する方は、このことを強く認識する必要があります。
- (2) 援助者と家族との信頼関係をつくる
プライバシーを守ることを相手に伝える。
家族（介護者）を責めるような否定的態度をとらない。
- (3) 単純に表面的な判断はしない
偏見や決め付けをせず、多くの状況確認や調査に基づき冷静な判断をするよう心がけ、短絡的な対応を慎む。
特に、高齢者自身の訴えについては、何事も被害的になる場合があるので、十分な調査、確認を行い慎重に対応する。
直接介護に携わっていない者の断片的な情報は鵜呑みにせず、情報を収集する。